

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年9月2日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：モザンビーク国北部向け無償・技協案件形成に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：モザンビーク国北部向け無償・技協案件形成に係る情報
収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ラ
ンプサム型））

調達管理番号：26a00623

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 9 月 2 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：モザンビーク国北部向け無償・技協案件形成に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹
- (4) 契約履行期間（予定）：2026年10月から2027年2月
先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型契約
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。
- (6) 部分払の設定
本契約については、部分払を想定しておりません。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
アフリカ部 中南部アフリカ課
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 9月 8日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026年 9月 9日 12時まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

3	質問への回答	2026 年 9 月 14 日 まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出	2026 年 9 月 18 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 10 月 9 日 11 時
7	技術評価説明の申込（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・「第3章 技術提案書作成要領」に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/Kgwvu0KE67>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

(3) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

（3）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（4）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（5）入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

（1）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

（2）技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙3「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照して

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

ください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$（総合評価点）＝（技術評価点）×0.7＋（価格評価点）×0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと

2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙2の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

モザンビークは1992年の内戦終結後、民主化と市場経済化を進め、2000年代から2015年頃まで高い経済成長を達成した。しかし、2016年の非開示債務問題、2019年の大型サイクロン、2020年の新型コロナウイルス感染症の影響により経済は大きな打撃を受けた。近年は回復傾向にあるものの、人間開発指数は依然として低く、貧困、低い識字率、HIV/AIDS、水アクセス不足などの開発課題が残されている。また、北部地域では貧困率が高く、国内の地域間格差も顕著である。

特に北部カーボデルガード州では、2017年以降のイスラム系武装勢力による襲撃により多数の死者と国内避難民（IDPs）が発生した。公共インフラや行政サービスが破壊され、隣接するナンプラ州やニアッサ州にもIDPsが流入したことで、もともと脆弱であった保健、教育、水供給などの基礎サービスへの負荷が増大した。資源不足や民族・文化の違いを背景としたIDPsとホストコミュニティ間の緊張も課題となっている。2026年時点では治安改善により減少傾向にあるものの50万人を超えるIDPs、また多くの帰還民が依然として不安定な生活を余儀なくされている。

モザンビーク政府は北部統合開発機構（ADIN）を中心に復興・開発計画を推進しているが、調整能力や実施体制の強化が求められている。我が国もJICAや国際機関を通じて、北部地域における平和構築、行政サービス改善、生計向上支援を実施している。さらに、女性・平和・安全保障（WPS）の視点を取り入れた取組も予定されている。

2024年にJICAが実施した「モザンビーク国 北部地域における平和構築・復旧復興計画・国内避難民支援にかかる情報収集・確認調査」（公開資料）では、貧困、雇用不足、脆弱な基礎インフラが若年層の武装勢力への流入を助長し、紛争と貧困の悪循環を生み出していることが確認された。

同調査を踏まえ、JICA アフリカ部は2026年7月に現地でADINや保健局、教育局、廃棄物管理部局、等の関係部局との協議を行った。その結果、保健医療、教育、水供

給、などの基礎サービスの拡充が重要であり、特に人口流入が続く地域では、公共インフラ・サービスへのアクセス改善が、IDPs とホストコミュニティ双方の安定した生活再建に不可欠となっていることが確認された。

第2条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

IDPs およびホストコミュニティをとりまく可変的な状況を踏まえ、以下を本調査の目的とする。

- (ア) 特に 2025 年以降の IDPs やホストコミュニティの脆弱性や彼らに対する支援の必要性、今後の平和構築の見通しや安定・不安定要因の分析、事業実施上の留意点をアップデートし、最新の現地情報把握及びマクロな視点からの考察を行う。
- (イ) 特に人間開発の基礎である保健医療・衛生、教育、水分野を中心とした脆弱層支援および同地域の復興を軸に情報収集・課題分析を行う。
- (ウ) これら分野での中長期的な無償資金協力の具体的な支援策（具体的な案件）の形成を行う。合わせて、無償資金協力以外の北部地域支援策（技術協力プロジェクトや研修などを想定）について、具体的な案件を形成する。

(2) 調査対象

対象地域は、カーボデルガード州とする。JICA の安全措置によりペンバ市内のみ邦人の立ち入り可能なため、邦人による調査はペンバ市内のみとするが、ニーズや情報収集はペンバ市外も対象とする。

(3) 調査の範囲

本調査では、上述の目的を達成するため、「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第4条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第5条 報告書等」に示す報告書等を作成する。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 調査方針

現地調査前の準備段階では、2024 年の基礎情報収集・確認調査報告書、関連資料のレビュー、2026 年 7 月の JICA アフリカ部の調査等を踏まえ、北部の現状、各ドナー等の支援進捗、地域課題及び実施上の課題、将来状況・需要等に係る情報収集・分析を行う。

現地調査においては、関係省庁、他国ドナー、国際機関、NGO 等との協議等を通じた各支援団体の支援策の状況やペンバ市内外のニーズ・情報収集、ペンバ市内の現地踏査、状況レビュー、優先的な開発課題の把握等を踏まえて、JICA が中長期的に無償資金協力案件として取り組むべく具体的な優先案件を形成するため、具体化に係る検討に必要な情報収集を行う。また、無償資金協力案件以外にも技術支援（技術協力プロジェクト、研修、ワークショップ、パイロット事業などを想定）のニーズも確認し具体的な案件内容の提案を行い、国際機関との連携によるもの及び JICA が実施するものそれぞれのパターンに準じて情報を収集し分析する。

帰国後の国内作業では調査結果を踏まえ、優先的に取り組むことが望ましい無償資金協力案件の検討を行い、調査報告書としての取り纏めを行う。併せて、JICA として可能性のあるペンバ市における技術支援（技術協力プロジェクト、研修、ワークショップ、パイロット事業などを想定）を検討し報告書に取りまとめる。

具体的な調査概要は以下の通り。

- (ア) 2024 年の情報収集・確認調査のレビューと情報のアップデート
- (イ) 国際機関及び支援団体（NGO 等）が行うペンバ市内外の支援状況の把握
- (ウ) モザンビーク政府の取り組みと課題及び国際機関等との関係をレビューし、無償資金協力案件の実施上の制約、課題を抽出
- (エ) 日本が取り組む中長期的な支援のシナリオの具体化
- (オ) 優先分野の検討と具体策の抽出
- (カ) 無償資金協力の各スキーム別の条件を踏まえた支援策の検討
- (キ) ペンバ市における JICA としてできる無償資金協力案件以外の支援策の検討と具体化
- (ク) 関連する考慮事項

(2) 留意事項

- (ア) 中長期的な無償資金協力案件は、一般無償、国際機関連携無償、を想定し具体化を進める。なお、これら以外の無償サブスキーム（経済社会開発計画、包括無償）による検討も排除しないが、他の JICA 事業との連携が可能であること、JICA としてプレゼンスが出せることに留意し、具体的な案件内容の提案を行う³。
- (イ) 調査中の安全対策を講じ、JICA モザンビーク事務所および JICA 安全管理部と緊急時の対応が出来るように準備・実施する。なお、ペンバ市内は JICA 安全管理部の承認により最低限の立ち入りが可能であるが、事業実施には制約がある。これを踏まえた案件の具体化を進める。
- (ウ) 技術支援については、ペンバ市内で何が出来るかの検討を主とするが、立ち入り制限があることを踏まえて首都や近隣州でのワークショップや研修、またオンラインでの活動も検討する。
- (エ) 保健分野における支援は、大使館、日本の NGO が実施済みであるところがあり、重複がないように整理した上で案件を絞り込む。その際、JICA による実施の必要性・妥当性を明記する。
- (オ) 保健分野は、保健医療施設の空白地帯があり、保健医療サービスへのアクセスが難しい地域があることが分かっている。例えばペンバ市 Mahate 地区の住民は遠方まで行くか治療等をあきらめざるを得ない状況にある。当該地域を中心にニーズや政府方針を確認し、無償資金協力（国際機関連携を含む）での施設整備を行うことが考えられる。
- (カ) 教育分野は、ペンバ市内に学校を建設する用地は現時点ではないが、隣接する市の一部が割譲されペンバ市が拡大する計画があり、学校を含む公共施設の建設が行われる予定である。また、既存のペンバ市内の学校の拡張のニーズも高く、ペンバ市内で時期が合うような案件があれば無償資金協力案件の形成を行う。一方でペンバ市外でのニーズも高く UNICEF がメインドナーとして支援しているため、ペンバ市外での支援については UNICEF などとの国際機関連携無償も検討の一つとする。
- (キ) 水資源分野は、ペンバ市では井戸により貯水池へ給水しているが現在一部の井戸が壊れており、新規の井戸がドナーの支援で掘削されている。その間、給水制限が行われており人々が水にアクセスできるのは約 3 時間程度／日となっており、給水改善は喫緊の課題である。現在 28 本の井戸があるが、

³ 無償資金協力とは | 事業について - JICA
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/summary.html
無償資金協力の種類 | 事業について - JICA
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/type.html

IDPs の流入によるペンバ市内の人口急増を鑑みると、水道公社によればあと 10 本程度の掘削は必要とされている。井戸や給水施設の規模、対象地域・人口等を確認し日本として実施する妥当性も踏まえて無償資金協力案件の内容を提案する。

- (ク) また、水資源分野は水源の井戸のニーズが高いが、配水管老朽化による漏水の影響が大きい。この点も可能な限り状況を把握しつつ井戸掘削・給水施設改善の情報・分析を実施する。
- (ケ) 保健分野、教育分野、水資源分野のいずれの分野においても機材、施設、あるいは施設・機材併用等、複数のパターンを考慮して具体的な案件内容の提案を行う。
- (コ) 訪問機関が過度な期待を抱くことがないように説明・ヒアリング等にあたっては十分留意する。
- (サ) 報告書の記載については、ペンバ市内、ペンバ市外について分けて記載する。

第4条 調査の内容

【準備業務（2026 年 11 月初旬～2026 年 11 月中旬）】

(1) 業務計画書及びインセプション・レポートの作成

既存の文献、報告書、オンライン調査等により、関連情報の収集・整理を行い、調査の基本方針、調査方法、調査スケジュール等を検討する。本調査の背景情報を整理した上で、業務計画書（和文）、インセプション・レポート（和文、葡文）、質問票及びファイナル・レポート目次案（和文）を作成し、JICA の承認を得る。

(2) 現地調査の準備作業

JICA アフリカ部、モザンビーク事務所との打ち合わせにおいてインセプション・レポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けてインセプション・レポートを最終化し、JICA の承認を得る。

収集すべき情報及び各コンタクト先との協議方針について JICA と事前に協議・確認するとともに、事前のアポイント調整を行う。

【現地調査（2026 年 11 月中旬～12 月中旬の間を想定）】

- (1) インセプション・レポートについてモザンビーク側関係機関と協議を行い、方針の合意、先方負担事項の確認等を行う。
- (2) 第3条に記載の調査方針を踏まえ、2024年の基礎情報収集・確認調査の結果と

その後の現地の動向を踏まえ主に以下の調査を実施する。

① ペンバ市内のドナー等の最新情報・進捗・課題の把握

- モザンビークおよび北部地域の特徴を踏まえ課題を整理する。
- 対象地域において現在優先と想定している、保健医療、教育、水資源の各セクターの支援状況・進捗の確認を行う。
- 各ドナー等とモザンビーク政府側の関係のレビュー、支援事業実施における課題のうちモザンビーク政府側に起因する内容の深掘りをして、JICAが無償資金協力案件および将来的な技術支援を実施する制約を整理する。
- 各ドナー等の支援事業の中で、運営上の課題、団体に起因するものを深掘りして、JICAが無償資金協力案件、及び将来的な技術支援を行う際の留意事項を整理する。
- 各ドナー等が計画段階から実施までに修正した計画内容があれば理由、内容、対策などをヒアリング等で確認し、JICAが実施する上での留意事項としてまとめる。
- 一般無償の施設案件の可能性を整理するため、ニーズ、IDPsへの支援につながる想定案件の有無、施設用地、想定される分野の施設維持管理体制、実施機関、監督官庁等を確認し、想定される案件の具体化を検討する。
- 施設・機材整備・導入を想定する場合、当該施設・機材の現状および想定される利用者数などを調査する（例：学校建設を提案する場合、既存の学校・機材の整備状況、維持管理にあたる人材の配置状況、想定される利用者数など）。

② ペンバ市外のドナー等の最新情報・進捗・課題の把握

- 調査の内容は上記①のペンバ市内と同様である。市外特有の課題などがあれば整理する。
- 他ドナー等がペンバ市外でどのような安全対策を講じているのかを確認し、JICAが遠隔で実施する上での留意事項として整理する。

(3) 中長期的で実施優先度が高い協力案件の検討

① 無償資金協力を想定した案件にかかる準備調査の実施に向けた検討

- 無償資金協力を想定した検討候補案件については、今後、準備調査の実施が想定されるため、その準備として可能なレベルでの情報収集と案件概要（事業内容、想定される開発効果（基準値及び目標値に係る定量指標案の作成を含む）、超概算レベルの事業費（全体金額、機材・施設それぞれの金額等）、環境社会配慮に係る予備的検討結果等を含む）の整理を行い、案件実施の妥当性について JICA 担当部署にも説明の上で、形成可否に係る方針を確認する。

【整理業務（2026 年 12 月下旬～2027 年 2 月下旬）】

(1) 報告書の作成（2027 年 2 月下旬を目途）

国内準備作業、現地調査で得られた情報を整理し報告書に取りまとめる。
特に、無償資金協力案件の具体化については、準備調査の実施検討に必要な情報を整理し、JICA に提出する。なお、候補案件の具体的な内容を記載する。

(2) 最終報告会の実施

- (3) 現地調査の結果を踏まえ、報告書の作成を行い、併せて JICA 担当部、関係部へ報告を行う。最終報告書は JICA に提出する。

第5条 報告書等

本調査の各段階にて作成・提出する成果品は以下の通り。このうち、本契約の成果品は業務完了報告書とする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(1) 調査報告書

① 業務計画書

記載事項：調査方針、調査方法、調査項目、調査内容、作業工程、要員計画等

提出時期：契約締結後 10 営業日以内

部 数：PDF データをメールで提出

言 語：日本語

② 業務完了報告書

記載事項：全業務結果

提出時期：契約履行期限末日

部 数：製本版（和文 2 部、英文 2 部、葡文 2 部）、CD-R（2 部）

言 語：日本語、英語、ポルトガル語

(2) その他の提出書類

① 面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出する。なお、業務完了報告書提出時は別添として提出する。

② 説明資料（パワーポイント）

各種調査を通じて、調査結果説明や調査方針の提案、各種取組の説明には、

Microsoft Power Point（パワーポイント）を使用し、視覚的に分かりやすい資料作成を行う。調査を通じて作成、使用する資料は都度、メールにて提出する。

③ 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは項目別に整理しリストを付した上で提出する。

（３）報告書作成にあたっての留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。
- ② 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施す。
- ③ 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICAが必要と認め、提出を求めたものについても提出する。
- ④ 提案する案件の想定される実施スケジュールも可能な範囲で記載する。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１：報告書目次案

別紙２：技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項（技術提案書の重要な評価部分）

報告書目次案

最終的な報告書の目次は調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定する。

1. 要約
2. カーボデルガード州における復興支援・平和構築の概況
 - 2-1. 2024 年以降の治安および復興支援・平和構築における課題分析
 - 2-2. モザンビーク関係省庁・機関、上位政策および活動進捗
 - 2-3. 日本による支援動向および既存事業のレビュー
 - 2-4. 他国・国際機関・NGO などによる支援動向および既存事業のレビュー
3. IDPs およびホストコミュニティを取り巻く環境
 - 3-1. 概況
 - 3-2. ペンバ市内の状況および課題
 - 3-3. ペンバ市外の状況および課題
4. 日本および JICA 協力量針（無償資金協力）の検討
 - 4-1. 日本が取り組むべき中長期的な支援のシナリオの具体化
 - 4-2. 優先分野および地域の検討と具体策の抽出
 - 4-3. 無償資金協力の各スキーム別の条件を踏まえた支援策の検討
 - 4-4. 各分野の無償資金協力案件の詳細
 - 4-5. 関連する考慮事項
5. 日本および JICA 協力量針（無償資金協力以外）の検討
 - 5-1. ペンバ市において JICA が実施可能な無償資金協力以外の支援策の検討と具体化
 - 5-2. 関連する考慮事項

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
（技術提案書の重要な評価部分）

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書での該当条項
1	現地人材の活用方法	第3条 実施方針及び留意事項 (2) 留意事項
2	IDPs およびホストコミュニティに関する社会調査の手法（特に、保健・医療、水、教育分野）	第3条 実施方針及び留意事項 (2) 留意事項
3	今後の協力の候補案件の選定基準	第3条 実施方針及び留意事項 (2) 留意事項

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 4.14 人月

(現地渡航回数：延べ3回)

業務従事者構成の検討に当たっては、保健・医療、水、教育分野における課題分析および調達経験のある専門人材を含めてください。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙3 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：（業務主任者／〇〇 格付の目安（３号）】

- １）対象国及び類似地域：モザンビーク国及びアフリカ地域
- ２）語学能力：英語（ポルトガル語ができると望ましい）

（４）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ペンバ市外のドナー等の最新情報・進捗・課題の把握

（５）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 該当なし

２）公開資料

モザンビーク国 北部地域における平和構築・復旧復興計画・国内避難民支援にかかる情報収集・確認調査ファイナル・レポート

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000055909.pdf>

（６）便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
１	カウンターパートの配置	無
２	通訳の配置	無
３	執務スペース	無
４	家具（机・椅子・棚等）	無
５	事務機器（コピー機等）	無
６	Wi-Fi	無

（７）安全管理

- １）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況について

は、JICA モザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 渡航可能範囲は第2章第2条(2)に記載のとおりとなります。このうち、カーボデルガード州ペンバ市への渡航に際しては、渡航の日程及び可否について JICA 事務所と予め協議の上、渡航開始日の 10 営業日前までに JICA 内の承認手続きを開始する必要があります。また、日中に限定した移動、JICA 事務所が指定するホテルへの宿泊、通信手段の確保（JICA 事務所より衛星携帯電話の貸与可能）などの行動規範を遵守する必要があります。

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：保健・医療、教育、水分野に係る各種業務、復興支援・平和構築分野（難民・IDP 支援）および無償資金協力事業に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は

不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

本案件は定額計上はありません。

(4) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙３：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2